

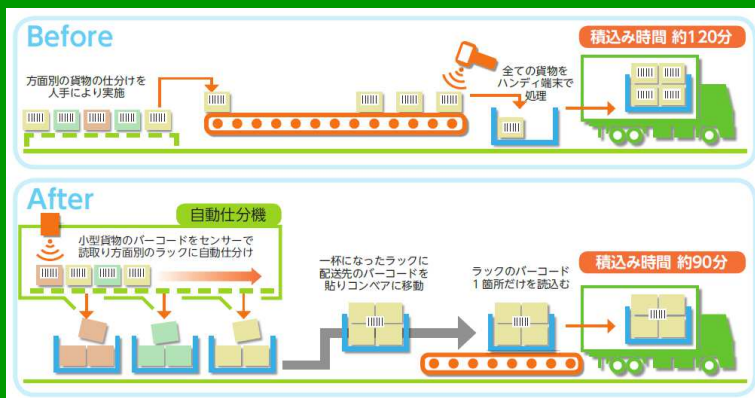
# 「物流現場改善補助金」のご案内

～県内企業の皆様の物流課題の解決を応援します！～

## 補助対象となる取組例（詳しくはお問合せください）

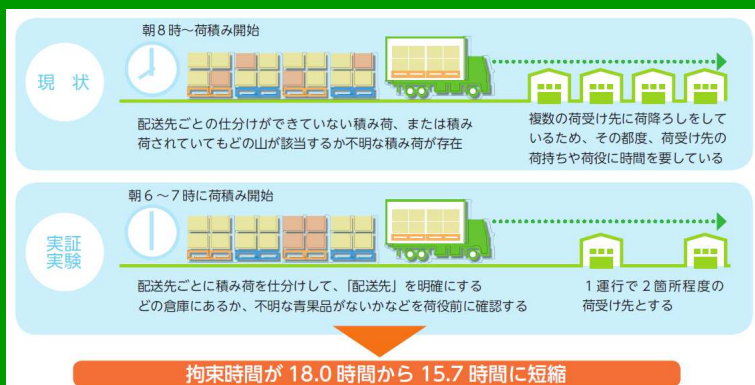
### ■ IT機器の導入

検品作業や積込作業の効率化による生産性の向上



### ■ 輸送の見直し

荷主と運送事業者が協力し、運行時間を短縮



### ■ 業務の外部委託

物流業務全体や一部を外部委託し、業務を最適化



出典：厚生労働省、国土交通省、(公社)全日本トラック協会「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」

## お問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 番地

鳥取県商工労働部通商物流課 通商・物流担当

電話番号：0857-26-7850 ファクシミリ：0857-26-8117

E-mail：tsushou-butstryu@pref.tottori.lg.jp

とりネットURL：https://www.pref.tottori.lg.jp/butsuryukaizen/

## ■ 補助金の概要について

補助対象者	物流事業者（※）及び荷主企業等 ※貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、航空運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者、倉庫事業者又はこん包事業者 （グループで事業実施する場合は、代表企業1社を補助事業者（申請者）としてください。）
補助対象事業	① 物流のデジタル化の取組 ② 物流面での脱炭素化に向けた取組
補助率	1 / 2
補助上限額	1社（グループ）につき、100万円
補助対象経費	輸送費、荷役費、通関等その他輸送に必要な経費、使用賃借料、コンサルタント料、通訳翻訳料、謝金、旅費、減価償却費、取得価額30万円未満の備品及び消耗品購入費、委託費等
申請期限	令和3年5月31日（月） ※その後は予算額に達するまで随時募集

## ■ 申請手続について

申請者 ↓	提出書類	① 申請書
		② 事業計画書（様式第1号）
		③ 収支予算書（様式第2号） ※見積書などを添付
鳥取県 通商物流課		
提出方法（郵送、FAX、E-mailのいずれか）		
郵送	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 番地 鳥取県商工労働部 通商物流課	
FAX	0857-26-8117	
E-mail	tsushou-butstryu@pref.tottori.lg.jp	

申請様式については、鳥取県HPからダウンロードできます。  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/butsuryukaizen/>

